

八王子市告示第 1 7 4 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 要措置区域

別図のとおり（住所地：八王子市石川町 2967 番地 3 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）クロロエチレン

（2）砒素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

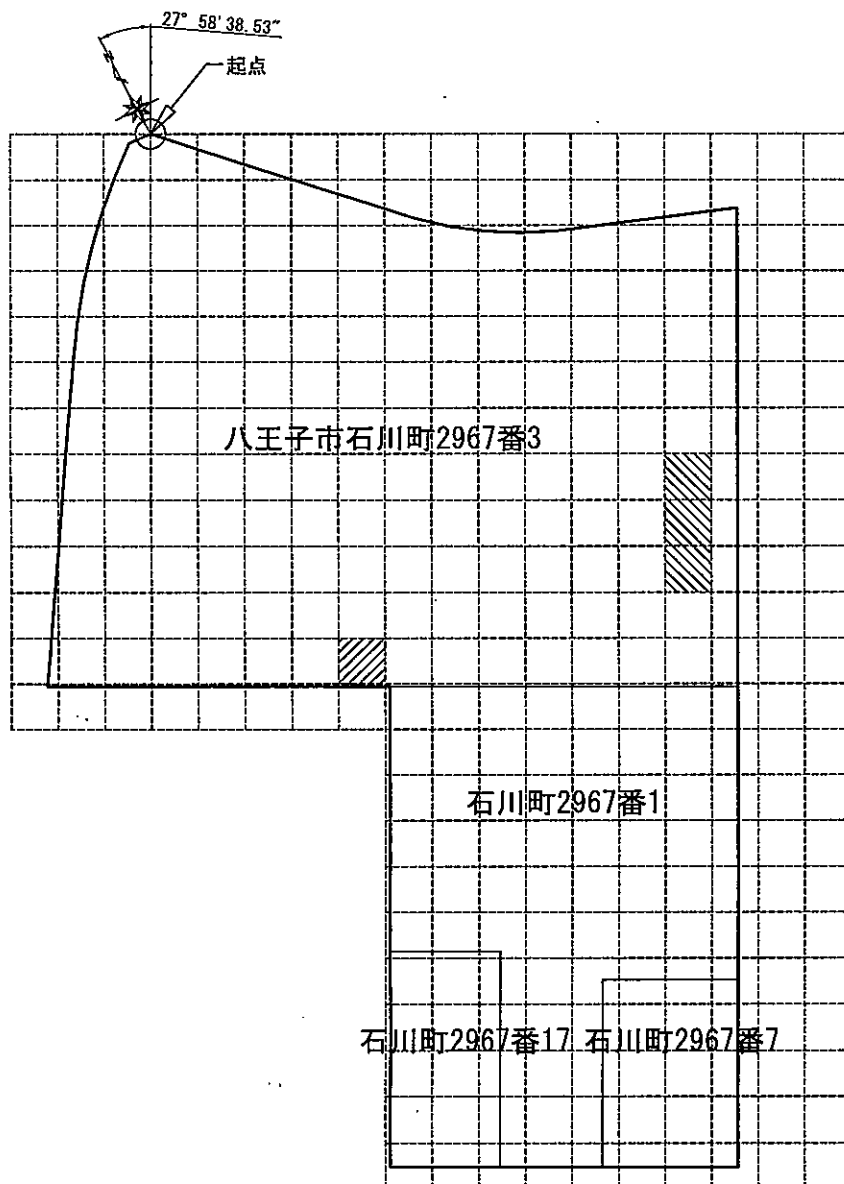
（1）原位置封じ込めまたは遮水工封じ込め

（2）地下水の水質の測定

<問合せ先>

環境部環境保全課

別図



【起点(X:-36112.025、Y:-42565.112)】
 起点は、八王子市石川町2967番3の最北端とする。

凡 例

- 調査対象地
- 単位区画
- ▨ 要措置区域（クロロエチレン）
- ▩ 要措置区域（砒素及びその化合物）

【格子の回転角度（27度58分38.53秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。